

# 令和7年度

## 南アルプス市立小笠原小学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定および山梨県いじめの防止等のための基本的な方針、南アルプス市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

令和6年8月いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改定されたことを受け、山梨県や南アルプス市でも上記の方針が改定された。本校においても、それらを反映することを目的として、本基本方針を改定し、社会の変化に合わせて、適時内容を見直しながら、運用を行っていくこととする。

### 1 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

いじめには、多様な様態があることに鑑み、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断することが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係のあることを指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮の上、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかったり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## (2) いじめに関する基本的認識

いじめには様々な特質があるが、以下のことを基本認識として確認したい。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ③ いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ④ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは、様々な態様がある
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑨ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むべき問題である。

こうした認識に基づき、本校では、いじめ防止に向けて、学校長のリーダーシップのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で迅速に組織的に対応するために、以下に挙げるいじめ防止のための基本姿勢を全職員がもち、歩調を合わせて対応していく。

- ① いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ④ 学校・家庭・地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に取り組む。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### 【生徒指導情報交換会】

いじめを早期発見するため、また、全職員で指導にあたるため、児童に関する情報を共有するために設置する。全職員参加の職員会議等の後に開催し、いろいろな立場から見た児童の様子を伝え児童

の変化から早期発見につなげていく。

**構成員** 全教職員

### 【いじめ防止対策委員会】

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応に努めていく。

**構成員** 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任  
特別支援教育コーディネーター、必要に応じて各関係機関（SC・SSC・スクールサポーター・校医・主任児童員・民生児童委員・警察・市教委・児童相談所 等）  
※協議する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める

**役割** いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。  
定例のいじめ防止対策委員会を開催する。必要によりケース会議を開催する。

**協議内容** いじめの未然防止に関すること いじめの早期発見に関すること  
いじめ事案に対する処理に関すること  
教職員の校内研修や児童・家庭等に対する啓発に関すること

**開催時期** 定例のいじめ防止対策委員会は年3回（7月、12月、3月）に実施する。  
いじめ事案発生時は、その都度開催する。

### 【緊急対応会議】

重大事態発生時に、いじめ行為の事実関係を調査し可能な限り網羅的に明確にすることを目的とした組織である。学校設置者の指導・助言のもと対応にあたる。

## 3 いじめの防止等に関する方策

### （1） いじめを未然に防止するための取り組み

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校で組織的・計画的に取り組まなければならない。また、一人一人を大切にしたい学習活動を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、達成感や成就感を味わわせ、自尊感情を育むように努めていくよう、心がけていく必要がある。さらに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことが出来るよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修などの充実を図っていく。加えて、家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

#### ① 学級経営の充実

- 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、一人一人の児童の居場所がある学級づくりを学級経営の柱とする。
- 日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との

信念を持っていることを様々な場面において児童に示す。

- 児童一人一人が自己実現を図れるように、児童が主役となれるような学級づくりに努める。

## ② 授業の充実

- 一人一人を大切にした「わかる・できる授業」を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感や成就感を味わわせる。

## ③ 道徳・学級活動

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを「是認する」「黙認する」と同じことであることを理解させる。
- 児童それぞれの価値観があることを理解させ、他人を尊重することの必要性を理解させる。

## ④ 児童会活動

- 縦割り班活動での異学年交流を充実させ、他者とよりよく関わる力を育てる。
- 学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを推進するなど、児童の自発的な活動を支援する。
- 児童会活動の中に、思いやりや感謝の気持ちが育てられる活動を組み入れる。

## ⑤ 保護者や地域への働きかけ

- 授業参観や学年学級懇談会の開催、学校・学年・学級だより、ホームページ等の広報活動により、いじめ防止対策やいじめへの対応についての啓発を行う。
- P T A総会や各種会合において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## ⑥ 教職員の共通理解と資質向上

- 年度初めの職員会議や校内研究会において、本方針及び法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）などの理解を深め、実効的な取り組みができるようにし、教職員の共通理解と資質向上を図る。

## (2) 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。早期発見するために、日頃から教職員と児童との信頼関係構築に努めることはもとより、以下の方法で、児童の様子を把握し、いじめの早期発見につなげていく。

## ① 日々の観察

すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。

- 集団から離れて一人でいる児童への注目と声かけ
- 持ち物等の観察（紛失や増加、いたずらや破損がないか）
- 日常の児童の会話への積極的な関わりによる仲間関係の掌握
- 服装の汚れや乱れ、怪我の有無のチェック（養護教諭との連携を図る）

## ② アンケート調査およびQ-U検査の実施、活用

- 「学校生活アンケート」にいじめに関する項目を入れて、記名式で学期ごとに年3回実施する。いじめが疑われる回答をした児童に対しては、担任が個人面談を実施し、詳細を聞き取る。
- Q-U検査による学級生活状況調査を年2回（5月・10月）実施し、児童のよりよい人間関係づくりに努める。

## ③ 個人ノート、連絡帳の活用

- 個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳を活用して保護者との連絡を密に取り、児童の情報収集に努めたりする。

## ④ 個人面談、教育相談の実施

- 気になる児童と個人面談を実施して実情を聞き取り、情報収集にあたる。
- スクールカウンセラーを活用した教育相談を行い、児童が担任に話せなかった情報を収集する。

## ⑤ 個別懇談の実施

- 気になる児童の保護者と個別懇談を通して実情を聞き取り、情報収集にあたる。

## ⑥ 本人・周りの友達・保護者からの相談

- 相談された内容をもとに関係者から実情を聞き取り、情報収集にあたる。

## ⑦ 特別な支援・特別な配慮を必要とする児童及び保護者への支援・指導の実施

- 発達障害など障害のある児童がかかわるいじめ、海外から帰国した児童は外国人の児童、性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

## ⑧ 関係機関との連携

- いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、教育委員会や市福祉部局、警察等との連携を強化する。
- 学校評議員、地域、家庭との連携をすすめ、必要に応じて情報共有・協議を行う。

### (3) いじめへの対処

いじめ問題を発見した際には、特定の教職員だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、組織的な対応を行う。対応にあたっては、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおかず、児童の社会性の向上等人格の成長に主眼をおいた指導を行う。また、重大事態だと考えられる場合には、速やかに「緊急対応会議」を立ち上げ、保護者や関係諸機関、専門家と協力して対応にあたる。

#### ① いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに校内いじめ防止対策委員会（学級担任、生徒指導担当教員等）に連絡し、組織的に対応を行う。あわせて管理職にも即座に報告する。

##### ア いじめを受けた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめを受けたと相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめを受けた児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめを受けた児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

##### イ 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- 教職員は、確認された事実を適切に記録する。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### ② いじめが起きた場合の対応

##### ア いじめを受けた児童に対して

###### 児童に対して

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

###### 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

## イ いじめた児童に対して

### 児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

## ウ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## エ 継続した指導

- いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。
- いじめを受けた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくりへの取組を強化する。

### ③ 迅速な対応のために

「この学校ではいじめは起こらないだろう」という教師の思い込みや、「今のからかいは、単なる悪ふざけだろう」という事態を軽視する考え、「自分のクラスで起こったいじめは、自分で何とかしなければ」という抱え込む姿勢は、いじめへの対応の遅れを招く。「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも（本質の認識）」「いじめかも知れないので、注意深く、クラスの様子を観察しよう（積極的な姿勢）」「いじめ防止対策委員会の〇〇先生に相談しよう（報告・連絡・相談）」など、考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる組織づくりを行う。

### ④ いじめの解消・特に配慮を要する対応

#### ア いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### **いじめに関する行為が止んでいること**

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

#### **被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

#### イ 特に配慮を要する児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、以下の点に留意して対応する。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応



について周知する。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

## ⑤ ネットいじめへの対応

児童および保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

### ○ ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

### ○ 未然防止のために（懇談会等で、保護者に伝えていくこと）

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

### ○ 早期発見・早期対応のために

削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組むが、学校・保護者だけでは解決が困難な事案の場合は、警察等の専門機関との連携を図る。

### ○ 未然防止のために（情報モラルに関する指導の中で、児童に伝えていくこと）

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できる。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性がある。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になる。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。

## 4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」（令和6年8月改訂版）により適切に対応する。円滑かつ適切な調査の実施およびいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応をする。

重大事態とは 「いじめ防止対策推進法」から

- (1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
※文部科学省の規定「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき。  
(補足)「疑いがある」と認めた段階で重大事態として扱う。

### (1) 重大事態発生の報告

市教育委員会に重大事態の発生を報告し、指示を仰ぐ。

### (2) 調査組織の設置と調査の実施

いじめの防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。

※調査を行う組織については、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

### (3) 調査結果と事実関係の報告

市教育委員会へ調査結果と事実関係を報告すると共に、市教委及び調査組織と連携を図りながら被害児童及び保護者に事実関係の説明を行う。

### (4) 被害児童の安全・安心を確保するための対処プランの策定と実施

市教育委員会、調査組織の助言を基に被害児童の安全・安心を確保すると共に、被害児童の支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実施する。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

児童がいじめに対して、傍観者とならず、担任をはじめとした教職員への報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

### (6) 家庭との連携

学校で取り組んでいる対策について家庭に報告し、連携をとりながら支援を進めていく。

### (7) 関係機関との連携

必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、市教委、市の福祉部局、民生委員など関係機関と連絡・情報交換など連携を図っていく。

【チェックリスト】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
<p>学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと</li> <li>・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと</li> <li>・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

### 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

- ・重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

### 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応する。

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ・学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

### 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を適切に実施するに当たって、以下の視点をもちながら取り組む

- ・調査には真摯な態度で取り組むこと
- ・公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

- ・重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- ・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれな

い場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

#### 第4章 重大事態を把握する端緒

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うこと。

- ・重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- ・不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

#### 第5章 重大事態発生時の対応

- ・学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- ・学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

#### 第6章 調査組織の設置

- ・調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ・特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
  - ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

#### 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- ・事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- ・関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠

- ・1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
- ・学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

- ・重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
- ・その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

- ・調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。
- ・職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
- ・対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

- ・調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
- ・児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

- ・対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。
- ・事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- ・その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

#### ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- ・対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

#### 【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

##### ① 調査の根拠、目的

- ・調査の根拠、目的について説明する。

##### ② 調査組織の構成 ・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる

##### ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。 ※経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節（6）を参照

##### ④ 調査事項・調査対象

- ・重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- ・調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を

求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- ・重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- ・法第 28 条第 2 項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- ・また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- ・関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
- ・なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
- ・公表についても、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に 基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。

⑦ 調査終了後の対応 ・ 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。

- ・重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
- ・万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
- ・調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。

(2) 対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際

## 第 8 章 重大事態調査の進め方

- ・アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要
- ・第 3 節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。



<事前に確認・検討すべき事項>

- ・ 調査の目的・趣旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

<調査全体の流れ>

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）

- ・ 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ 年間の指導計画
- ・ 学校に設置される各委員会の議事録
- ・ 過去のアンケート、面談記録

↓

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・ 教職員からの聴き取り
- ・ 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・ 学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥報告書の作成、取りまとめ

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。

**【共通事項】**

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	<input type="checkbox"/> 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） <input type="checkbox"/> 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
	2	調査の目的、調査組織の構成
	(1) 調査の目的	<input type="checkbox"/> 調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	・ 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	<input type="checkbox"/> 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 <input type="checkbox"/> 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	<input type="checkbox"/> 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	<input type="checkbox"/> 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	<input type="checkbox"/> どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	<input type="checkbox"/> 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 <input type="checkbox"/> 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象児童生徒の訴え	<input type="checkbox"/> 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 ・ 対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2) 関係児童生徒からの聴取内容	<input type="checkbox"/> 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	(3) 当該事案の事実経過	<input type="checkbox"/> 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 <input type="checkbox"/> 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	
		<input type="checkbox"/> 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応	
	(1) 学校の対応について	<input type="checkbox"/> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照ら

		して対応の検証を行う。
(2)	学校の設置者の対応について	□ 「5 当該事案の事実経過」 でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
(3)	学校及び学校の設置者の対応に係る考察	□ 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
(1)	当該事案への対処について	□ 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 □ 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
(2)	学校及び学校の設置者に対する提言	□ 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

- ・ 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
- ・ ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
- ・ ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
- ・ を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- ・ 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

## 第9章 調査結果の説明・公表

- ・ 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・ 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- ・ 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

## 第10章 重大事態調査における個人情報保護

- ・ 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

## 第11章 調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

## 第12章 地方公共団体の長等による再調査

- ・学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。
  - ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
  - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
  - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

## 5 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導體制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策の組織」で情報を共有し、早期に組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。そのために、職員会議などで児童の様子について情報交換を行う機会を設定する。

### (2) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

### (3) 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保するために、校務を可能な限り簡素化したり分業化したりして、校務の効率化を図る。

### (4) 学校評価の活用

いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて公表する。

### (5) 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (6) 相談体制の充実

校内では複数の教師がケースに応じて相談に乗れる体制を作っておく。

### (7) インターネットや携帯電話の使い方

大人が知らないところで重大事件となることがある。使い方については児童・保護者に講演会や学習会などを開催して理解を促していくようにする。

### (8) いじめられた児童が自殺した場合の対応

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、事案の当事者への指導や再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

## 6 いじめ防止指導計画

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

※毎月の職員会議で、児童の様子について情報交換を行う。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	児童情報交換会議			いじめ防止対策委員会	教員研修	
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発	事案発生時に緊急対応会議の開催		ネット防犯教室 学級懇談		教育相談機関
早期発見	Q・Uの実施と結果の考察			いじめアンケート 学校評価	教育相談機関	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ防止対策委員会			いじめ防止対策委員会
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催		個別懇談	学年懇談	
早期発見	Q・Uの実施と結果の考察		いじめアンケート 教育相談機関	学校評価	いじめアンケート	教育相談機関